

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

表 彰 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉に関し功績顕著なもの及び市民の模範となる善行があったものを表彰し、地域福祉の進展に資することを目的とする。

(表 彰)

第2条 表彰は、対馬市社会福祉大会等において行い、被表彰者に対して表彰状又は感謝状並びに記念品を贈呈する。

(対象者及び資格)

第3条 次の各号いずれかに該当する個人又は団体に対して行うものとする。

- (1) 善行、篤行にあるもので、市民の模範となるもの
 - (2) 社会福祉事業の分野において、その発展向上に永年に寄与したものの又は特に功績が顕著なもの
 - (3) 自立更生の実績が顕著で、他の模範となるもの
 - (4) 民生委員・児童委員として8年以上在職し、地域の民生安定、福祉向上に功績があったもの
 - (5) 対馬市社会福祉協議会の役員として10年以上従事し、社会福祉事業の向上発展に功績があったもの
 - (6) 社会福祉団体又は社会福祉施設の役員として10年以上従事し、社会福祉事業の向上発展に功績があったもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に会長が表彰の必要を認めたもの
- 2 前項に規定する在職等の期間は、表彰する年度の4月1日現在により計算し、在職期間が中断している場合は在職期間を通算する。

(表彰審査委員会)

第4条 表彰又は感謝状該当者を審査するため、表彰審査委員会を置く。

2 表彰審査委員会は、前条の規定により、推薦のあったものその他表彰するにふさわしいと認められるものの中から被表彰者を決定するものとする。

(表彰から除かれるもの)

第5条 過去において、同一表彰により次に掲げる表彰を受けたもの及び公立施設の職員を表彰から除くものとする。

- (1) 厚生労働大臣及び知事から表彰を受けたもの
- (2) 全国社会福祉協議会会長及び九州社会福祉協議会連合会会長、長崎県社会福祉協議会会長から表彰を受けたもの
- (3) 対馬島社会福祉協議会会長から表彰を受けたもの
- (4) 対馬市社会福祉協議会会長から表彰を受けたもの

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年 8月 9日より施行する。